福祉用具貸与・販売重要事項説明書

１．　シルバー会館・飯塚の概要

(1)福祉用具貸与事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	社会福祉法人 かいた福祉会　シルバー会館・飯塚
所在地	福岡県飯塚市新飯塚１２番１３号
介護保険指定番号	４０７１８００８５０
サービスを提供する地域	飯塚市・嘉麻市・直方市・宮若市・田川市・桂川町・田川郡･鞍手郡

※　上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2)事業所の職員体制

管　理　者	兼　務	１名
福祉用具専門相談員	常勤者	２名

(3)営業時間

月～土	午前8時30分より午後5時30分
休　日	日曜日・12月31日～1月3日

２．当事業所の福祉用具貸与・販売の運営方針・実施概要

(1)運営方針

利用者の方々が住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう支援し、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具のうち厚生労働大臣が定めるものの貸与、販売。

福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い､利用者を介護する負担の軽減を図る。

（２）実施概要

事業の実施に当たっては市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り､総合的なサービスの提供に努める。

３．福祉用具貸与利用料金

（１）利用料

福祉用具のレンタル料金については、別添のカタログにて説明いたします。

契約にあたっては、別添の契約書にて説明いたします。

４．サービスご利用上の留意点

（１）サービスの更新

契約の有効期間は１ヶ月とし、毎月更新日を一日とし、前月末日までにサービス終了の連絡がない場合には､更に１ヶ月同条件で更新されたものとする。

（２）サービスの終了

ア　利用者の都合でサービスを終了する場合、終了希望日の１週間前までに申し出ください。

イ　自動終了

以下の場合は、通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合。

・利用者の要介護認定区分が非該当と認定された場合。

・利用者が亡くなられた場合。

（３）一時入院・入所の場合

１ヶ月未満の一時入院・入所の場合、契約料金としますが、１ヶ月を超える場合には介護保険の対象から外れます。あらかじめご了承ください。

（４）貸与福祉用具の点検

福祉用具導入時に、取扱説明及び事故防止の観点での注意点を説明致します。また、定期的に使用状況の確認をさせていただきます。不具合や事故が生じ場合は連絡ください。

５．福祉用具販売利用料金

（１）利用料

福祉用具の販売料金については、別添のカタログにて説明致します。

（利用者負担は年間１０万円（税込）を限度[1割・2割・3割]で適用されます。

償還払い・・・・費用の全額をお支払いいただき、その後当事業所またはケアマネージャーが申請を行い保険者（市町村）から費用の[9割・8割・7割]が利用者へ払い戻しされます。

受領委任払い・・費用の[1割・2割・3割]をお支払いただきます。

①　支給限度額　　：　基準額の[9割・8割・7割]まで

②　支給限度基準額：　１０万円

③　限度額管理期間：　毎年　4月１日から１２ヶ月間

④　限度額管理期間内に、既に福祉用具購入費の支給を受けた用具は、再度購入は認められないが、破損した場合等、例外的に認められることはある。

※ 特定福祉用具販売種目

① 腰掛便座　② 自動排泄処理装置の交換可能部品　③ 排泄予測支援機器　④入浴補助用具　⑤ 簡易浴槽　⑥ 移動用リフトのつり具部分　⑦固定用スロープ　⑧歩行器　⑨歩行補助杖

（入浴や排泄に用いるなど貸与には心理的抵抗が伴うもの、あるいはもとの形態・品質が変化し再度利用出来ない商品等が福祉用具購入対象）

（２）搬入・搬出

搬入・搬出につきましては、お客様の希望される日時・場所を提示ください。

（３）利用料の請求

料金の支払いは、保険者から申請した商品の購入許可がでましたら、商品納入使用方法説明後、現金集金させていただきます。

６．サービス利用上の留意点

（１）返品について

販売使用後の返品はできません。その他につきましては担当者へ相談ください。

（２）販売品の点検

商品導入時､取扱説明及び事故防止の観点から注意点を指導させていただきます。後日、不具合が生じた場合は各補償内容に沿って対応させていただきます。

（３）販売に関して

介護保険法に基づき販売の際はケアマネージャーとの話し合い、計画書の位置づけが必要になります。また、商品購入を申請後ケアマネージャーへ報告いたします。

７．個人情報・プライバシー情報の利用

当事業所における個人情報・プライバシー情報の利用目的に定めた範囲においてのみ利用致します。

また､情報を第三者に提供する場合は別紙にてご提示し､事前に利用者・身元引受人（家族等）の承認をいただきます。それ以外では､示した用途以外には決して利用いたしません。

※当事業所における個人情報の利用目的

（１）利用者に提供する介護サービス

（２）介護保険請求のための事務

（３）当事業所が行う管理運営義務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）

（４）他の医療機関・介護機関との連携

（５）家族等への状況説明

（６）行政機関等、法令に基づく照会・確認

（７）賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談

（８）その他公益を資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力・職員研修等）

８．情報開示

当事業所は、利用者に関する情報（利用者記録、サービス提供記録、その他）を本人のあるいは身元引受人の要望に応じて開示いたします。

９．事故・トラブル発生

当事業所または、担当者へ連絡をお願いいたします。

必要に応じて、ケアマネージャー、市町村窓口等へ連絡、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償含めて対応いたします。（損害賠償保険に加入しております。）

１０．利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事 業 所 名　　社会福祉法人 かいた福祉会　シルバー会館・飯塚

提供するサービス種類　福祉用具貸与・特定福祉用具販売

措置の概要

(1)利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置

・相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。

（電話番号）０９４８－２２－５７５７　FAX０９４８－２２－３０９２

（担 当 者）社会福祉法人　かいた福祉会　シルバー会館・飯塚

相談担当　　西　和子

※市町村、国民健康保険団体連合会にも窓口があります。

福岡県国民健康保険団体連合会　介護保険課　〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

電　話　０９２－６４２－７８５９

ＦＡＸ　０９２－６４２－７８５６

飯塚市役所　介護保険課　〒820-8501 飯塚市新立岩 5 番 5 号

電　話　０９４８－２２－５５００

ＦＡＸ　０９４８－２５－６２１４

嘉麻市役所　高齢者介護課　〒820-0205 嘉麻市岩崎 1180 番地 1

電　話　０９４８－４２－７４１４

ＦＡＸ　０９４８－４２－７０９３

直方市役所　健康長寿課　〒822-8501 直方市殿町 7 番 1 号

電　話　０９４９－２５－２３９０

ＦＡＸ　０９４９－２４－７３２０

福岡県介護保険広域連合(田川・桂川支部)　〒820-0016 嘉穂郡桂川町大字土居 360

電　話　０９４８－６５－１１５１

ＦＡＸ　０９４８－６５－４４０５

福岡県介護保険広域連合(鞍手支部)　〒823-0003　宮若市宮田６８番地５
電　話　０９４９－３４－５０４６
ＦＡＸ　０９４９－３４－５０７４
福岡県運営適正化委員会　〒816-0804 春日市原町３－１－７
電　話　０９２－９１５－３５１１
ＦＡＸ　０９２－５８４－３７９０

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
・苦情があった場合は、直ちに相談担当者が相手方に連絡を取り、直接行く等して詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
・相談担当者は、苦情内容、事情確認状況及び対応方針を管理者に報告するとともに、その指示を受け速やかに相談事項の処理を行う。
・検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をする（利用者に謝罪に行く等）。
・苦情の内容によっては、関係機関に報告を行う。
・必ず処理結果等を職員全員に対し朝礼等で報告するとともに、具体的な内容の周知を図り、再発防止を促す。
・記録を台帳（パソコンのデータベース）に保管し、研修会の際に活用するなど再発を防ぐために役立てる。
・利用者及び家族は事業所が必要な際、介護保険証等の写しを保管することを同意します。職員は利用者及び家族の職務上知り得た情報を口外いたしません。

(3) その他参考事項
・普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がけている。
・損害賠償等については、職業損害責任保険に加入し、誠意をもった対応を行う。

１１.虐待の防止の為の措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止する為の委員会の開催、指針の整備、研修を実施すると共に、これらの措置を適切に実施する為の担当者を定めます。

令和　　年　　月　　日

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　　所在地　　福岡県飯塚市新飯塚１２－１３

事業所　　社会福祉法人かいた福祉会　シルバー会館・飯塚

説明者　　氏名　　西　　和　子

私は、契約書及び本書面により、事業者から福祉用具貸与・特定福祉用具販売についての重要事項　説明を受けました。

利用者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

福祉用具貸与・販売のサービス提供に伴う情報提供に関する契約書

社会福祉法人　かいた福祉会　シルバー会館・飯塚

管理者　　平　野　大　輔

福祉用具貸与・特定福祉用具販売のサービスを利用するに当たり、利用者及び家族は事業所がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を介護支援相談員や他のサービス担当者と共有するために利用者及び家族の個人情報を利用することに同意します。
なお、当事業所は職務上知り得た情報を目的以外には口外いたしません。

この契約の成立を証するため、本契約書を２通作成し、署名又は記名押印の上、各自１通を所持するものとします。

令和　　年　　月　　日

利用者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ　（　　）　　－＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

家　族

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印